

② 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のもが共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っていること。

(三) 個別機能訓練加算Ⅱ (①②のいずれにも適合すること) 1日 42単位

① 通所介護を行う時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置すること。

② 個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練が適切に提供されていること。

③ 加算(二)の②に該当すること。

※個別機能訓練Ⅰの27単位は、1日120分以上、サービス提供時間内に専ら、機能訓練指導に従事すると算定できます。個別機能訓練Ⅱの42単位は、サービス提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導に従事すると算定できます。

※いずれも個別機能訓練計画書は必ず作成しなければなりません。

5. 介護予防通所介護費

図2. 介護予防通所介護費 (1月につき)

要支援状態区分	単位数
要支援1	2,226 単位
要支援2	4,353 単位

※介護予防通所介護事業は、月額定額報酬とされたことから、月途中からのサービス開始、月途中のサービス終了の場合であっても、原則として、それぞれ計画に位置づけられた単位数を算定することとし、日割り計算は行いません。

※通所介護および通所リハビリは、1月につき、1つの事業所しか利用できません。

6. 介護予防通所介護の加算(機能訓練に関係のある事項のみ掲載する)

(一) 運動器機能向上加(1月につき) 225単位

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置し、利用者の運動器の機能向上に係る計画を作成し、これに基づく適切なサービスを実施し、定期的に運動器の機能を記録すると共に、評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合。

(二) 事業所評価加算 100 単位

加算を算定する前年1月から12月に、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを行い、一定の成果を上げたこと認められる場合(1月につき加算)

※事業所評価加算の取扱い

$$\frac{\text{要支援度の維持者数} + \text{改善者数} \times 2}{\text{評価対象期間内} \times \text{運動器機能向上サービスを3ヶ月以上利用し、その後更新変更認定を受けた者の数}} \geq 0.7$$

運動器機能向上加算は、人員基準を満たした上で、専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師)を配置し、①～?の業務を行った場合に加算を算定します。

- ① 利用開始時に利用者の運動器の機能を把握する。
- ② 機能訓練指導員、介護職員、看護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに実施する運動の種類、実施期間、実施頻度等を記載した運動器機能向上計画を作成する。
- ③ 利用者に対して、運動器機能向上計画の内容を説明し、同意を得る。
- ④ 運動器機能向上計画に基づいて、利用者ごとに運動器機能向上サービスを提供する。(個別に機能訓練サービスを提供する事が必要で集団的な提供のみでは算定不可)
- ⑤ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価する(概ね1ヶ月毎にモニタリング、概ね3ヶ月毎に計画の見直し、介護予防支援事業者に報告します)。

●佐藤司氏プロフィール

(主な資格) 認定柔道整復師・鍼灸師・社会福祉士・介護予防主任運動指導員・介護支援専門員研修指導者。(主な役職) NPO 介護予防研究会理事長、株式会社くるみ福祉会 代表取締役、早稲田大学プロジェクト研究所 客員研究員、練馬区介護保険運営委員、板橋区介護認定審査会委員、北区通所介護連絡会役員。著書「介護予防サービス起業のすすめ(医歯薬出版株式会社)」ほか